

※ 人工透析療法及びじん移植に伴う抗免疫療法の入院又は通院の診療見込期間は、最長1年の取扱いが可能です。あくまで治療に必要な期間として下さい。

※ 更生医療と並行して行う合併症等の治療に係る医療費については支給の対象となりませんので、表面の医療費概算額には含めないで下さい。

※ 入院の主たる原因が更生医療以外の医療の場合は、入院基本料及び当該医療費は支給の対象となりませんので、表面の医療費概算額には記入しないで下さい。また、入院を要する場合の理由については、具体的に記載して下さい。

<記入例> シヤント閉塞により入院加療の見込みがあるため
骨折治療のため
脳梗塞後遺症により、自宅での生活が困難なため